

岩手県告示第359号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった

。

平成29年4月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 遠野市及び気仙郡住田町
- 2 基本測量を実施する期間 平成29年6月6日から平成30年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）